水沢谷町加圧ポンプ取替工事仕様書

四日市市上下水道局

第１章　　総　　則

第１条　　概要

　本工事は水沢谷町配水池の多段ﾀｰﾋﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟの取替配管変更及び撤去処分を行う。

多段タービンポンプ新規設置	２台
既設予備エンジンは移設	１台
旧１号ポンプは移設	１台
旧２号ポンプは撤去処分	１台

　仕様については第２章によるものとする。

請負者は、本市工事執行規則を遵守し、本特記仕様書を適用し、三重県（平成１８年７月）「三重県公共工事共通仕様書」を準用して施工するものとする。

第２条　　工　期

　平成２２年２月 26 日　限り

第３条　　設計図書の優先順位

　すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

（１）質問回答書及び協議指示書
（２）本特記仕様書
（３）設計図面等
（４）三重県公共工事共通仕様書

第４条　　疑義の解釈

　本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて本局の解釈のとおりとする。

第５条　　仕様書の詳細

５－１　　本特記仕様書は、工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。

５－２　　請負者は、本特記仕様書等に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認めら

れる軽微なものは、請負者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

第６条　　保　証

本工事取替機器の保証期間は、契約書のとおりとする。但し天災地変等本局が止むを得ないと認めた場合は、これを除外する。本工事取替機器の設計製作及び材料並びに据付等に起因すると認められる故障及び能率低下等を生じた場合は、請負者において本局の指定する期間内に無償にて修理又は新品と交換すること。

第７条　　関係官公庁への諸手続

工事施工のため必要となる関係官公庁その他に対する諸手続は、請負者において遅滞なく行うこと。またその諸手続にかかる費用は本工事に含む。

第８条　　下請工事施工

据付・配線工事等の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り本市の市内業者で施工すること。

第９条　　承諾図書

本工事施工に必要な設計製作図書一式を機器製作に先立ち契約後６０日以内に３部提出し、承諾を受けること。

第１０条　完成図書及び取扱説明書

完成図書及び取扱説明書は、製本の上４部提出すること。また、その構成及びサイズ等については本局の指示を受けること。

第１１条　工事写真

工事着手前・施工中及び完成時の写真を撮影し、工事完成届と共に大きさをサービスサイズとしてＡ－４判写真帳に整理して１部提出すること。(ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ撮影によるｶﾗｰ印刷でも可とする。)

１１－１　黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。(下図参考)

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

１１－２ 撮影内容と頻度

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭に置いて撮影すること。

第１２条　適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用のこと。

日本工業規格（ＪＩＳ）
日本水道協会規格（ＪWWA）
電力会社供給規程
電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
日本電機工業会標準規格（ＪＥM）
水道施設設計指針
その他　関連法令、条例及び規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示するものとする。

第１３条　検査及び試験

検査及び試験は、第１２条適用規格を基準とし、これらに規格基準の制定なきものは本特記仕様書の該当事項及び本局の指示に従うものとする。なお、試験にかかる費用は、請負者の負担とする。

１３－１　製作工場立会検査及び試験

製作工場においての立会検査は行わない。ただし、本工事で使用する主要材料(機器)については製作完了後の試験成績書等を速やかに提出し、監督職員の確認を受けること。

１３－２　現場試験

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査を行うもので、監督職員の立合・確認を要する。

１３－３ 竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

第１４条　産業廃棄物

本工事で発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

１４－１　産業廃棄物処理承認願を提出すること。

１４－２　建設リサイクル法の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けた上で、契約書に記載したものを四日市市上下水道局総務課管財契約係に提出すること。

１４－３　産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。

第１５条　工事実績情報サービス

請負者は、受注時において工事請負金額が５００万円以上２，５００万円未満の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上１０日以内に登録しなければならない。（ただし、２，５００万円以上の工事については従来どおりとする。）また、㈶日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

第１６条　建設業退職金共済制度

請負者は、受注時において工事請負金額が５００万円以上の工事については建設業退職金共済制度の掛金収納書を提出すること。(原則として工事請負金額の0.5/1000 以上の共済証紙を購入し、契約後一ヶ月以内に掛け金収納書(発注機関用)を提出する。(但し、他の退職金制度に加入している時、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。)

第２章　　主要材料（機器）仕様

第１条　新規機器仕様（飲料用：BC 類は鉛レス）

１－１　１号ポンプ（多段タービンポンプ・原動機・架台）

吐出口径　φ65mm　　吸込口径　φ80mm

吐 出 量　0.52m^3/min　　全 揚 程　100m 以上

回 転 数　1750rpm

主要部材　ケーシング　FC25

羽　根　車　BC2

主　　軸　S45C

スリーブ　BC6

ガイドベーン　BC2

電動機　220V　60Hz　4P　定格出力　18.5kw

フライホィール　20kgf・m2

付属品　圧力計，連成計（導管コック付）その他必要なもの　１式

１－２　２号ポンプ（同上、但しフライホイールは既設を使用）

２－２　既設多段タービンポンプ(旧１号・２号ポンプ)　　２台

ポンプ：酉島製作所製　型式 WK6517

吐出口径　φ65mm　吸込口径　φ80mm

吐 出 量0.52m^3/min　全 揚 程　100m 以上

回 転 数　1750rpm

電動機：日立製　型式 EFOU

220V　60Hz　4P　定格出力　18.5kw

２－３　既設予備エンジン　　１組

三菱重工製　S3E2　出　力　30Ps　1800rpm

冷却方式　水冷式（遠心ポンプによる強制循環式）

詳細別紙設計図による。

第３章　現場工事

第１条　一般事項

１－１　概　要

本工事は、主として以下を行なう。

① 既設撤去：旧 2 号ポンプ及び電動機(旧 1 号, 旧 2 号ポンプ用

② 移設　：旧 1 号ポンプ→３号ポンプとして既設予備ｴﾝｼﾞﾝと連結。
基礎は現場打設とし、目荒し・差筋・アンカー孔施工のうえ無収縮モルタルで堅牢に架台を固定すること。

③ 新規設置：1 号,2 号ポンプ

④ その他詳細は図面参照

１－２　位置の決定

機器の据付及び配管，配線の位置は、発注図を元に現場調査をおこない施工図を提出のうえ決定する。

１－３　はつり等

機器等の取り付けに際し構造物にはつり，貫通及び溶接を行う場合には監督職員の指示に従って施工し、すみやかに補修するものとする。

１－４　撤去物の処分

撤去したポンプ等の金属クズは、本局が指示する廃品回収業者収集場に搬入し、廃品回収業者から「検量報告書」を受け取り、「撤去品返納票」を作成し、上記「検量報告書」を添えて提出すること。

第２条　撤去・据付工事

２－１　機器の撤去・据付工事範囲は、別紙設計図指示箇所とし、ケーブルの取り

外し・結線は、既設端子箱及び既設盤内とする。

２－２　作業は、1 台ずつ行い、試運転等で異常のないことを本局監督職員が確認した後、２台目の作業に移ること。

２－３　機器の撤去・据付に際しては、その重量に見合った機械や工具を使用し、安全・確実に行うこと。

２－４　送水管等の接続・据付にあたっては、十分水洗いしてから行うこと。

２－５　管の溶接を行う場合は、資格を有する熟練技能者が行うものとし、溶接部は滑らかに仕上げること。

第３条　その他

３－１　環境配慮

（１）工事用重機・車両・電気の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

（２）大気汚染の防止を図るため、可能な限り低排出型作業機械の使用に努めること。

（暴力団等不当介入に関する事項）

１．　契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

（１）　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

（２）　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

１）　断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

２）　契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止等の措置を講ずる。

特記事項 　この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以　上